

1-(3) 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反の把握に基づく指導の実施【申請案内 P.36～37】

問1. 事故・違反者に対しての個別の指導状況を証明する資料は、どのようなものを提出すればよいか。また、指導内容は必要か。

答1. すでに「指導一覧表」のような書類があれば、そのコピーを提出してください。
また、**運転記録証明書**に直接、「指導年月日」、「指導者名」を記入しても構いません。
指導一覧表を改めて作成する場合は、様式内に、「指導年月日」、「対象者名」、「指導者名」を明記してください。なお、指導内容の記載は必要ありません。

※各種情報の記載漏れに注意してください。

問2. 事故・違反の記録がない選任運転者にも指導が必要か。

答2. 必要ありません。提出資料については、運転記録証明書等を提出すれば問題ありません。

問3. プライベートや、乗務時間外での事故・違反を確認したが、これも指導が必要か。

答3. 交通事故・違反は、業務中・プライベートにかかわらず、すべて指導の記録が必要です。指導したことを証する資料を提出してください。「指導年月日」、「対象者名」、「指導者名」を確認します。

問4. 過去の事故（違反）を起こした際に指導をしているが、「運転記録証明書」を取り寄せた時に、改めて指導をする必要があるか。

答4. 事故や違反が起きた当時適切な指導を行っており、指導記録がある場合には、その当時の指導記録を添付してください。**指導年月日、指導者名（一覧表の場合は対象者名も）**を確認します。記載がない場合は記入してください。

問5. 事故（違反）を起こした際に指導をしているが、5年前のことなので指導の記録がない。どうすればよいか。

答5. 5年前の記録が残っていない場合は、運転記録証明書を取り寄せた時点で改めて指導を行い、その指導の年月日、指導者名、（一覧表の場合は対象者名も）を記載してください。
また、運転記録証明書を取り寄せた際に、過去の事故・違反の記録が判明した場合、判明後に行った指導状況を記載した資料の提出が必要です。

問6. 証明書の発行日が7月1日のため、指導日が7月2日以降になってしまうが、対象となるか。

答6. 対象となります。
運転記録証明書の発行日が7月1日の直前である場合、指導日が7月2日以降となる旨を記載してください。申請する日までに指導を実施する必要はありませんが、なるべく早く指導を実施してください。